

第5回 四万十町学校適正配置審議会 議事録（要旨）

1. 日 時 平成20年7月24日（木） 18:30～21:40

2. 場 所 四万十町大正総合支所 大会議室

3. 出席委員（15名）

会 長	中平 克喜	副会長	八木 雅昭	委 員	宮崎 勇二
委 員	田向 由雄	委 員	石本 博子	委 員	森 幸直
委 員	土居 由美	委 員	武内 一昭	委 員	川村 英子
委 員	吉尾 之利	委 員	北村 明三	委 員	伊勢脇 栄子
委 員	西尾 洋之	委 員	松岡 雅士	委 員	松本 耕一

4. 欠席委員（5名）

委 員	窪田 敏宏	委 員	宮脇 玲子	委 員	田植 昭彦
委 員	勝間 慎	委 員	山本 桓		

5. その他出席者

教育長 水間 淳一 高知県教育委員会教育政策課 山岡 彰彦

6. 事務局

教育次長総括 長谷部 文男 教育次長 渡部 睦
学校教育課（副課長 長谷部 卓也 主幹 長森 伸一 主幹 戸田 太郎）

7. 会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録の調整
4. 前回の課題について
5. 検討項目
 - （1）4.6 学校適正配置の全体像について
 - （2）4.7 学校適正配置の実施時期について
 - （3）5 学校適正配置の進め方について
6. その他
 - （1）次回の日程等について
 - （2）その他
7. 閉会

8. 議事

1. 開 会

○次長総括より開会のあいさつ

2. 会長あいさつ

○会長よりあいさつ

3. 議事録の調整

○第4回の議事録については、調整のとおり問題ないことを確認

○公開用議事録は確認し、訂正があれば連絡するように依頼

4. 前回の課題について

- ・なし

5. 検討項目

「4.6 学校適正配置の全体像について」

【説明の概要】

- 適正配置後の保育所→小学校→中学校までの流れを一覧表にまとめた
- 未耐震の拠点校の対策時期を再考中（平成 20 年 6 月 23 現在 今後も変更あり）
- 校舎は H21～23 に終了、体育館は色々な条件もあり H25 にかかる施設もある
- 町民へ示す全体像は、計画（案）の内容でよいか審議を依頼

【検討の概要】

- 四万十中部地域
 - ・6 年間一緒に学んで基本的には同じ中学校に進学する見通しをもった計画とすべき。
 - ・四万十町が 11 行政区域を設定しているのに別の学校配置をするのだから、よほどの根拠が必要。
 - ・自ら私立へ進む場合と、公立へ進む場合はニュアンスが違う。それを旧町村の地区で進学先を分ける方法をとれば担任は大変苦勞するし、小学校経営に支障を来す。
 - ・中学が自由選択になれば適正規模が維持できなくなる学校がでてくる可能性がある。ある程度進むべき中学校の校区設定を決めておかなければ地域も納得できないだろう。
 - ・校区は大事だが、一つの小学校になったのだから同じ中学校へ進学する流れが本筋。ただし、関係者はどれだけ納得できるか。例えば地域の行き来が多いなら同じ学校へ統合させる。そうなると四万十中部地区の小学校の人数は減るが、最低限の教職員は確保できるので存続も可能ではないか。
 - ・教育委員会としては校区の問題についてどう考えているか。
 - ・クラブなど特別な理由があれば別だが、校区を定めた学校に進学してもらおう。他の地区でも 2 つに分かれて進学する方法をとっている学校はある。
 - ・部活等で学校が選択できる方法について、校区外への通学は通学助成がない事は問題がある。
 - ・小学校で作られる学級集団によって子どもの人間関係ができてくる。9 カ年を見通した教育を前提として小中連携をするのであれば、最初から 2 つの中学校へ分かれる計画は無理がある。
 - ・基本的には校区を設定するが、希望により特例措置で認める形が分かりやすい。
 - ・あえて総合計画とは違う、新しい地域をつくる理由が理解できない。子どものためを考えれば現行の中学校区で検討するのが基本ではないか。
 - ・旧町村の垣根を越えていくという意見もあり、その考えなら四万十町全体で考えるべき。
 - ・両校への進学を認めるならスクールバスも両方へ出す必要がある。希望によって進学する中学が分かれることはあってはならない。
 - ・小学校同士の統合は容易にできる可能性はあるが、中学校は校区の問題を整理する必要がある。校区外通学の特例をつくったら収まりがつかなくなる。町村合併し、新しく四万十中部地域を位置づけた。その中で計画の根拠を整理して校区の線引き、展望も説明する必要がある。保護者の意見を聞きながらだと混乱してくる。
 - ・なぜ中学校区が変わったのかの必然性が見えない。規模を求めるなら現在の地域内でよく、従来どおりの中学校へ進学させればいい。
 - ・現在の生活圏とは別にすると保護者や地域は大変混乱するだろうし、納得しないと思われる。
 - ・適正配置するためには人数確保の部分が基本にあった。しかし住民自治などの地域性が関係してくる。
 - ・旧町村を越えて統合することに無理がある。適正配置の効果を出すために数あわせで統合したと

言われかねない。

- ・新しい地域をつくるという気概は必要。実質的に総合振興計画に位置づけられている地区の学校が消滅することになるため、将来的な部分も想定して計画しないと無理が生じてくる。
- ・十和地域でも以前統合話があった。土地の条件などを乗り越えて実施しようとした時に、学力アップを保証するなど納得できるものがあればいいが、なければ納得はむずかしい。
- ・検討委員会答申の「地域のシンボル・コミュニティの拠点」と「地域性を考慮する地域の単位」についてきちんと説明しないと全体の地域が崩れる。新しい試みであるため、説明では最終段階で練り上げた文言として整合性を整えておく必要がある。

【結論】

- ・小学校校区についての課題がある。中学校も 1 つの小学校から 2 つの中学校に分かれるのは学校運営から言っても好ましくない。

【耐震時期について】

- ・耐震時期で一番遅いのが H25 となっているため、もう少し早めることはできないのか。
- ・耐震については重要施策で即刻対応したいと考えているが、財政的な面や他の事業の関係上、この計画となっている。耐震工事は結構お金がかかるし、一棟済ますのに 3 年間かかり、費用も町全体でやるとしたら約 16 億あまりかかる。国からの補助はあるが全てが 1/2 補助ではないし、補助基準も m^2 あたり 2 万 6 千円という上限の単価がある。四万十町の場合には 1 m^2 あたり 3 万 3 千円という見積単価がでており、国の基準と実際の価格との差もでている。
- ・児童数だけで見れば配置計画（案）の統合も仕方ないと思っていたが、それなら耐震性のある学校へ統合した方がいいとも考えられる。避難場所に使われる体育館だから、住民に統合の説明をする際にも、なぜ耐震のない学校へ統合するのかと思われるのではないかな。
- ・国の補助が 1/2 と言うが、補助率は上がったのではないかな。
- ・補助率については 1/2 から 2/3 になった。ただ全てが 2/3 になるわけではない。耐震診断をやって耐震の耐力度が 0.3 以下の極端に耐震性の少ないものについては 2/3 まで補助率を上げるが、それ以外は今までどおりである。国から耐震を早急に実施するように話を受けて、実施年度を見え消しで変更している。まだ確定ではないが、現在はこの形で検討させていただいている。
- ・学校は、子どもや地域住民の安全な避難場所であるためにも早急に耐震を実施する必要がある。
- ・極端に耐震性の少ない施設は補助率を上げているもので、全体を含めて町の執行部と検討している。教育委員会としても子どもは昼間ずっと学校にいるため、なるべく早期に耐震工事を実施するよう執行部に要求している。

【結論】

- ・耐震の問題については国も積極的に取り組んでいるとのことで、町においても早期に実施できる体制を整備することを望む。

「4.7 学校適正配置の実施時期について」

【説明の概要】

○中学校及び小学校の実施時期を説明

【検討の概要】

- ・規模が 15 倍違う統合がある。子どもたちの立場から考えた場合に、どの段階で統合することになるのか。部活の問題もあるし規模があまりに違いすぎる。3 クラスに分かれたら 1 学級に 1 人から 2 人となる。そのあたりが子どもにとって非常にづらい思いをするのではという意見があった。
- ・規模が違いすぎる統合例として、明治中が越知中と統合した時、統合の段階で新 3 年生は最後の卒業生として明治中で卒業し、新 1 年生と新 2 年生は先に越知中に行かせたケースがある。このような声が出てきた場合、同じ措置を受けられるか。声が出るか分からないが配慮する余地はあるのか。中学 3 年間は進学のこともあるし部活や友人関係も非常に複雑である。

- ・ どのような声ができるかは分からないが、今まで何回か会をしてきた中でそういう声が教育委員会に寄せられたことは事実だと思う。規模が約 15 倍違うと色々な不安要素がでてくる。
- ・ これまで当地区の経過を踏まえて意見を出している。何回か会を開いているし、統合するのならできるだけ子どもに影響がないようにという親の願いは聞いている。話をまとめていく段階で地域の声が出てきた場合は、一定の配慮をお願いしたい。
- ・ 中学校でも具体的に統合の話をしているのは当地区だけ。これまでの経過をなくして、全体計画の中で論議する合意を得ているが、前段の論議を踏まえて当地区があることを認識してもらいたい。
- ・ 大正地域の場合は、改築のため 1 年遅れる予定となっている。現在の校舎で適正配置後の生徒が入れないかという問題を考えた時、入れるなら他の中学と一緒に統合すればいいとも思う。
- ・ 改築 1 年前のバタバタしている段階で統合となると、PTA も一緒になるわけだから大変慌ただしくなる。だから提案どおりが望ましい。
- ・ PTA としても新しく建つ学校に対して直接意見が言えるメリットにもなるのではないかな。
- ・ 今の段階で統合のことは知らないし、統合するという危機感も保護者の中にはない。具体的な話になってきたら親は少しでもいい条件を求めるかもしれないが、今の段階では 1 年くらい遅れても問題ないと思う。改築の計画は保護者も知っているが、統合するからではなく耐震のためと聞いている。保護者の立場としては計画どおりやってもらえばいい。
- ・ 計画(案)の四万十中部の場合、小学校及び中学校と、条件、環境、文化や様々なことが短期間に 2 回変わることで、負担が大きくなる。どうせなら早めに中学校もスタートしている方が、子どもへの負担も軽いのではないかな。
- ・ それでは子どもの負担も大きくなる。それなら統合先を同じ地区の小学校へ見直す方がスムーズ。旧町村意識を越えての計画も分かるが、どうしても旧町村意識はどこかで出てくるので、現在の中学校校区は変えない方がいい。
- ・ 中学校の配置時期については、3 地域が足並みを揃えるのがベター。
- ・ 個人的に同地区の小学校同士が統合される方が好ましいと考えている。そういう意見が多いか少ないかは別にして答申には提起されるのか。
- ・ 今までの論議からそれぞれの地区について意見がでているので、答申はその意見を踏まえて書く必要がある。この計画(案)では、各地域の中学校という進路方向をもっているが、審議会の意見として 1 つの小学校からは 1 つの中学へ進学するべきという意見であった。答申での具体的な内容については、また原案の論議をしていただくことになる。
- ・ 大正中の改築を早めることはできないのか。大正中の改築工事を他の地域の統合年度と揃えた方が、合意も得やすいのではないかな。
- ・ それができなければ、四万十中部の小学校統合を 1 年遅らせればいいのか。
- ・ 財政当局との話になるので確約は難しい。改築を早めるか、統合と関係なく改築するか色々な考え方があろうと思うが、計画(案)のとおりではかなりの負担となる地区もある。そういったことを解消するなら統合と改築は別に考えて統合を先に実施することになる。
- ・ 地域の声として予定より早まることはあると思う。ただ遅らせることはよほどの理由がないとまとまらなくなってしまう。
- ・ 1 つの小学校から 1 つの中学校への進学については賛成だが、計画(案)どおり現在の校区を変更して別の中学校へ行かせることがベターなのかは若干不安がある。
- ・ 地域に説明に行った時に、進むべき中学校への希望が多ければそのようになるのか。
- ・ 計画は計画で立ち上げなければならない。それで説明をして計画どおりいかなければ見直しする場合もでてくるかもしれないが。
- ・ 説明で納得しなければ変更がきくものなら突っ張った方がマシということになる。
- ・ 最終的には住民の合意がなければ物事は進まないと思う。しかし、反対すれば変更される計画ではいけないことは当然である。

- ・結局、旧町を越えて統合する計画自体に無理があるのではないか。
- ・町村合併で学校校区を見直す一つの方向性もあり、その中で近くの学校という形で四万十中部の統合話が出てきた。この地域の学校を統合すれば一定数の規模は確保できるが、中学校に行く時には住民感情が許さないため従来の校区にすべきという議論になっている。だが町村合併して新しい学校をつくり、住民も一体となって四万十町の一つの地域、一つの学校区という考え方をもった計画。四万十町の中学校の教育は、3つの学校がそれぞれ特徴ある授業をやるため校区も一緒になり、つくり上げるように考えていくことができる学校、やはりこれからはそういう学校をつくる方向ではないか。だから住民が反対するから無理ということにはならないと思う。
- ・この計画（案）が出るまでに十和地域のことを調べてみたら、町村合併前にすでに計画（案）の統合計画があったと聞いた。この計画は、行政が一方的に決めたのではなく、ある程度そういう声もあったと思う。四万十中部はどうなっているのか。
- ・数人ではあるが、計画（案）のような学校配置を希望しているとの意見も聞いている。また保育所も同じ地区の保育所へ通っている。歴史的にも各種交流があるため、小学校が統合されることは問題ないとも思うが、中学校への進学について深く考えていなかった。
- ・旧町村の垣根を越えて新しい教育を創造していくことは非常に大事。中学校も合併のシンボリックなモデル校としてスタートするのであれば説明しやすい。現在の地域から切られて別の地域に編入されるイメージが先行されると問題がある。
- ・編入と判断されると、地域的な感情で難しい部分がある。やはり新しい方向性を示すことで地域住民の理解も得やすいし、新しい動きも出てくると思う。
- ・今までの発言等を聞いていると、やはり住民自治区と校区とのズレが基本的なネックになっている。やはり町村合併が前提なので、ある程度の軋轢は承知の上で進める必要がある。論議を聞いていると後先、後先になりつつある。
- ・適正配置を実施するなら、新しい地域で義務教育9年間を見通した小中一貫した取り組みが必要と考える。当然その母体となる地域が、総合計画11地区と整合する必要がある。そうしないと地域と学校がバラバラで将来的にも禍根を残す恐れがあるため十分に考慮する必要がある。
- ・自治組織の再編も考えておかないと、地域のシンボルである小学校が別々の自治組織にあることは問題である。
- ・できるだけ大正中の改築時期は前倒しで実施することを付帯意見に加えていただきたい。
- ・中土佐町の例のように計画が示されることで、四万十町でも統合が加速される地域があると思われる。その場合、住民の声を考慮して前倒しで実施する考えはあるのか。
- ・当然、住民の意見は尊重し対応する。
- ・前回の意見でもあるが、拠点校を決定した根拠について、説明できるものがあれば示してもらいたい。自分も説明する必要があった時、このままでは困る。
- ・指摘のとおり十分な説明になっていない。しかし現段階で今示している以上の誰もが納得できる根拠を示すことは難しいというのが事実。そのため指摘のあった意見は答申にいらしていただき、もう一度推進本部で再検討すべき内容と事務局は考えている。
- ・実施時期について異議はないが、学校がなくなる地域がある。子どもが少ないため仕方ないと思うが、学校を中心とした文化がなくなることによって地区民は納得できないと思う。このような地区に説明会をする時には、十分に意見を聞いて対応してもらいたい。
- ・閉校する施設について具体的な対策はない。しかし跡地活用についても一定方向性をもった計画でなければ住民も納得できない。
- ・他の市町村ではダイナミックな学校統合をする中、四万十町ではあえて小規模校を存続させる方針を選択した。しかし近い将来、さらに児童数が減少して再統合の必要性がでた場合の対応を考えておく必要がある。近々に再統合も想定されるなら、予め、その想定の有無が問題に繋がる可能性もある。四万十町は地域を大事にする学校配置を選択したのだから、各学校は地域との関係を保護者や地域住民に説明する必要がある。数合わせで学校配置をしたと言われたいようにする

必要がある。

- ・小規模校の保護者には、中学校が統合されるなら小学校も一緒にと考える者もいると思う。説明会の中で保護者や地域から希望ができれば、同時に小学校統合があってもいいと思う。
- ・下津井から田野々小へくる場合、片道 40 分かかる。しかし国道は整備されているため十分通学できる。そのため先を見て地域の中心への統合も検討し、一定の規模を切れば次の統合も考える必要性がある。

【結論】

- ・中学校の実施時期は、全地域統一して行う。
- ・小学校の実施時期は原案どおり。

「5. 学校適正配置の進め方」

【説明の概要】

計画策定後の進め方の概要を説明

- ①学校適正配置の全体像を町民に提示する
- ②住民説明会の開催
- ③適正配置準備協議会の設置
- ④児童生徒の交流促進
- ⑤適正配置の工程管理について
- ⑥学校配置後の学校施設の活用について

【検討の概要】

【①学校適正配置の全体像を町民に提示する】について

- ・以前、十和地域での小学校が統合することが新聞に掲載され、地域で蜂の巣をつついた状態になったので、事前に説明する必要があるのではないかと。予定どおりの日程で地域住民が待ってくれるのか、非常に心配である。
- ・9月議会で説明する時点で、この計画は公表されるのではないかと。
- ・当然、傍聴者や議員から情報が伝わる。その段階で全体に公表したことになるのではないかと。
- ・確かに議会へ説明した時点で個々の具体的な学校統合、時期の内容が分かる。
- ・前段もなく、いきなり小学校統合と報道され騒動となった。順番に報道してくれればいいが。
- ・閉校となる学校は混乱すると思う。
- ・学校・保護者から順番に説明するとあるが、住民は強制的に場所と日時を指定して説明を求めてくるため順番どおりにならないと思う。しかし順番としては学校、保護者を優先すべき。
- ・9月議会で説明すれば議会便りに掲載されるし、一般質問もあると考える必要がある。
- ・本会の議事録はホームページで公表している。だから議員は知っているのではないかと。
- ・ホームページへ公表する内容については議事録要旨のとおりであり、必要があればホームページを閲覧していると思っている。
- ・9月議会へ提案した段階で新聞も取材する。そのため10月上旬に新聞報道を予定してもそれまでに公表される。公表が早まれば、全体への説明も早まる可能性もある。
- ・計画で10月初旬に公表としても、9月議会の議案となれば細かな説明が求められる。
- ・9月議会にはこの計画を議案として提案できないと考えている。ただし、議員協議会での説明は求められている。
- ・それではこの計画は、議会の承認を得ないで公表し、住民へ説明するのか。
- ・本計画は、法的に議会の承認を得る必要はない。議会も学校適正配置については、町民の意向を確認しながら対応していくと聞いている。
- ・説明会は、計画（案）に対する説明会か。
- ・説明会は、町として確定した方針を説明する。

- ・計画は町長が策定し、その結果を議会へ説明する。しかし議会が審議して承認するものではないと考えている。
- ・議会は最終的に学校設置条例で判断する。それまでは関係予算で審査していく。
- ・前もって議会の承認を得なければ進まなくなる場合もある。
- ・そのため9月議会の議員協議会で計画（案）を説明する。
- ・本審議会の議事録要旨を公表している。これを見れば一定の方向性が分かる。その流れで説明すれば分かりやすいのではないか。
- ・説明会の計画では新聞、町広報誌、ホームページで公表する。新聞以外は、町の趣旨を説明できる。しかし新聞報道の内容によって住民に与える影響も違うという実態もある。
- ・町広報誌は、早くできないか。
- ・計画が確定するのが9月中旬以降となると、10月号の広報誌締め切りに間に合わない。そうすると11月号への掲載となる。
- ・議会へ説明するまでは公表できない。しかし議会へ説明すれば新聞報道され、その内容は制御できない。そのためホームページへの公表が大切になる。
- ・新聞報道の予定をここに示す必要はないと思われる。ただ新聞への対応は十分検討してもらう必要がある。意見を十分に汲み取って対応してもらう必要がある。

【結論】

- ・計画の公表については「町広報誌、ホームページ、新聞」とある。新聞については過去の例を研究して十分配慮することとして計画（案）のとおりとする。

〔②住民説明会の開催〕について

- ・準備協議会が平成21年4月の予定となっているが、それまでは要請すれば何回でも学校単位で説明会を開催してもらえるのか。
- ・準備協議会の開始時期は、順調に合意形成が得られた場合の予定である。合意形成が得られるまでは平成21年以降も合意形成に努めるし、要請に応じて説明にも伺うことになる。
- ・これだけ学校数が多くて様々な課題があり、統合のやり方も様々である。それら全てを事務局の誰に限られた期間内で対応するのか。その見通しがあるのか心配する。
- ・自分の経験だが広井小で4回ぐらい、それ以前は1年間かかった。
- ・かなりハードになることが予想される。そのためプロジェクトチームを組織するか、教育委員会事務局を増員しないと計画どおり進まないと思う。ケーブルテレビでは力をいれているが、学校配置はもっと重要。そのため町も人的配置などの配慮が必要である。
- ・1回目は全地区で説明し、次の段階へ入る。その中で緊急的に進める学校を中心にしながら全町的に対応することになる。当面は、現体制で説明会を行う予定である。
- ・説明会には相当の時間が必要だし、その中で様々な課題もでてくる。当然、住民の合意を得るように適正配置を進めていく必要がある。そのため合意形成をどのように判断するかについても重要な部分だと思う。
- ・決定したことを説明するなら問題ないが、住民からの反発により1箇所でもゆらぐと全体に影響する。本会が進捗管理をするなら方針・方向性を相当明確にしておかなければならない。
- ・過去の経験からだが、閉校される地区は絶対に教育長、全教育委員が出席する必要がある。地域住民の理解を得るには、権限のある者が対応することが重要。
- ・将来への方向性を説明しなければ合意は得られないと思う。
- ・町長部局も同席して説明にあたる必要があると考えている。
- ・どちらにしても理不尽なことを説明するわけではない。子どもたちの将来のことを考え、みんなでいい方向性を探る。ここで大変だと言っても進まない。

【結論】

- ・非常に難しい部分は過去の経験を聞いて想定しておくことも必要。複数回の説明は必要とのこと。

説明会については提案どおり進める。

[③適正配置の準備協議について]

- ・ 中学校の協議では、関係学校として小学校も入るのか。
- ・ 小学校を想定して保育所も加えたが、中学校では小学校も必要か。
- ・ 窪川中においては複数の小学校が関係するため、1校だけ協議に参加することは説明がつかない。
- ・ 協議会の地域住民代表は関係校区 1 名となっている。地域の実情に合わせて人員を増やせないか。
- ・ 合意が得られてから協議会が組織される。その前段で準備委員会の構成を検討するように事務局から提案させていただきたい。
- ・ 必要に応じて調整すると関係校が多い学校は日程調整も難しくなるため、厳選された人数で対応する必要がある。その場合、各協議会の状況に合わせて柔軟に対応する必要がある。
- ・ 構成員は決定ではない。基本的な構成は説明のとおりだが、それぞれの人数は実態に合わせる必要がある。
- ・ それなら各組織の人員を記載しない方が誤解を生じない。
- ・ そうする。

【結論】

- ・ 委員構成は関係校区によって柔軟に対応する必要がある。提案された意見を考慮して再度検討すること。

[④児童生徒の交流の促進について]

【結論】

- ・ 計画（案）のとおりで異議なし。

[⑤工程管理について]

【結論】

- ・ 審議会が工程管理を行うかは条例の趣旨が基本となる。条例を作成した側で検討していただき、審議会が行程管理をする必要があるなら任務として行う。そのため条例の趣旨を検討して方向性を示してもらう。

[⑥施設の活用について]

【結論】

- ・ 地域のためにも活用計画は必要。地域の実情等も把握しながら地域に必要な施設として活用する案を示しながら、住民ニーズを把握し活用方法を検討する。

【6 参考資料】

【結論】

- ・ 資料は計画の内容を補足するデータを追加。

その他

(1) 次回の日程等について

- ・ 次回 8月7日（木）、午後 6時30分～、大正総合支所大会議室

(2) その他

なし

閉 会